

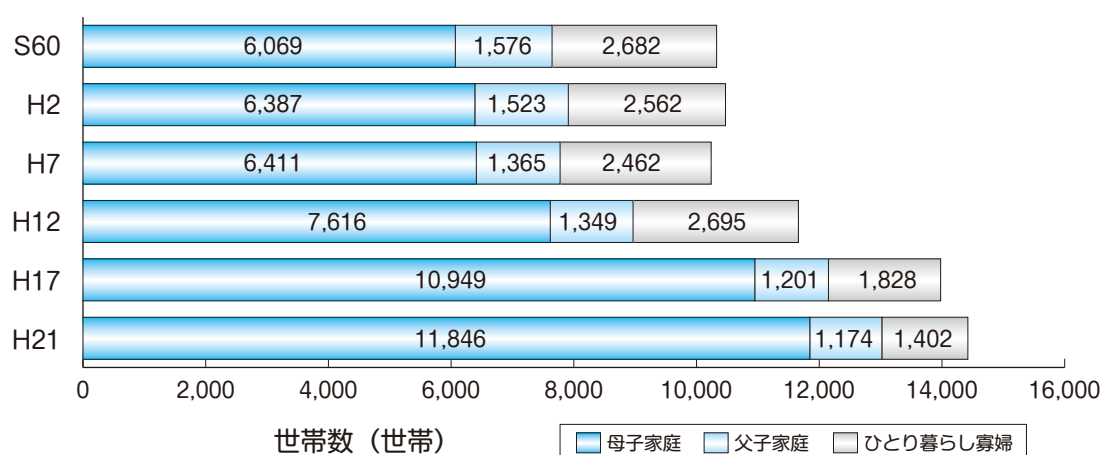
ひとり親家庭支援検討会報告

平成 21 年（2009 年）8 月 27 日

1 現状と課題

ひとり親家庭の数について

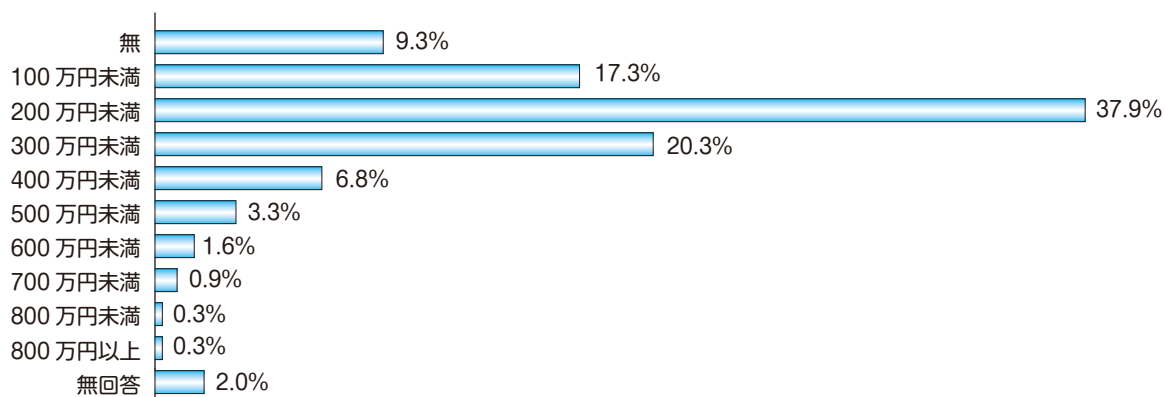
平成 21 年 4 月の本県のひとり親家庭等の状況については、母子家庭数は 11,846 世帯、父子家庭は 1,174 世帯、ひとり暮らし寡婦世帯は 1,402 世帯で、母子家庭が増加しています。



母子家庭について

(1) 収入等の状況

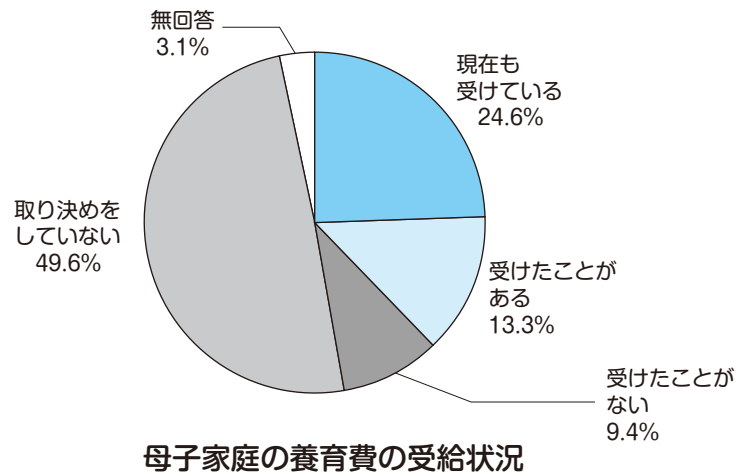
平成 21 年度ひとり親家庭生活実態調査単純集計結果（以下「平成 21 年度実態調査結果」）によると、母子家庭の母の勤労収入（平成 19 年）は平均 186 万円、世帯の年間収入は平均 260 万円となっています。（参考：全国の一般世帯の勤労収入 396 万円（厚生労働省「毎月勤労統計調査」より））



母子家庭の母の勤労収入

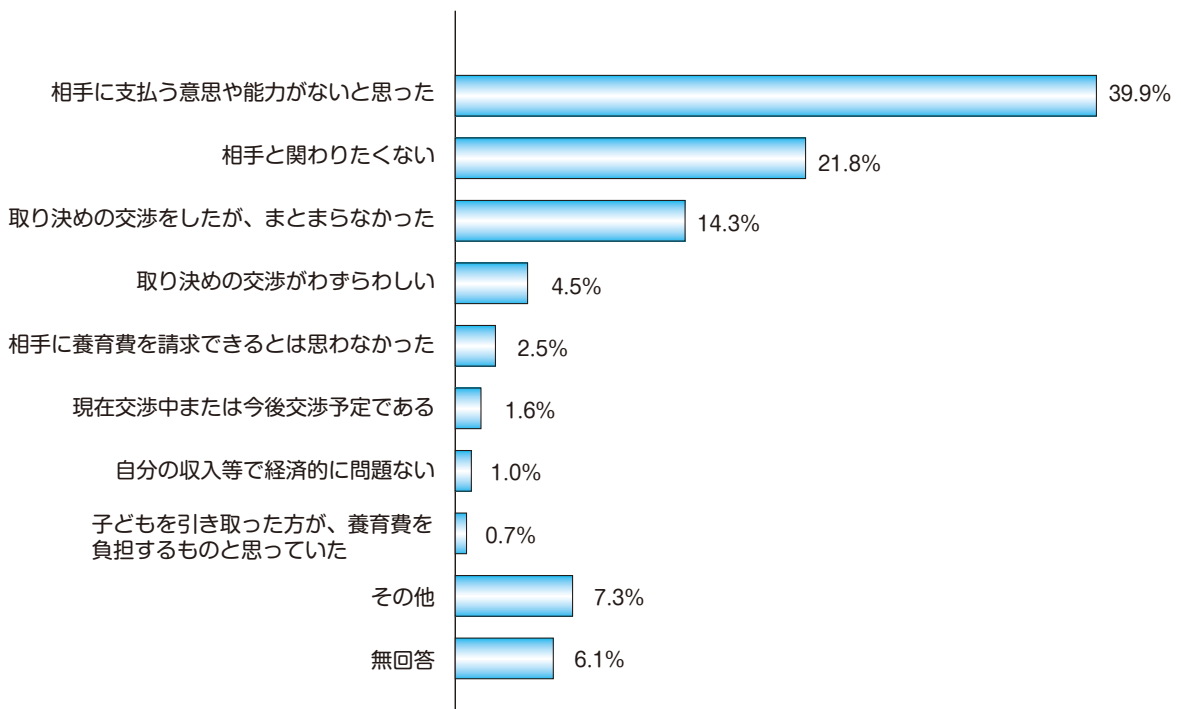
(2) 養育費の状況

養育費について「現在も受けている」は24.6%、「受けたことがない」は9.4%、「取り決めをしていない」は49.6%となっています。



※ 上記の「現在も受けている」、「受けたことがある」、「受けたことがない」のそれぞれの割合については、養育費の取り決めをしている人のうちの割合である。

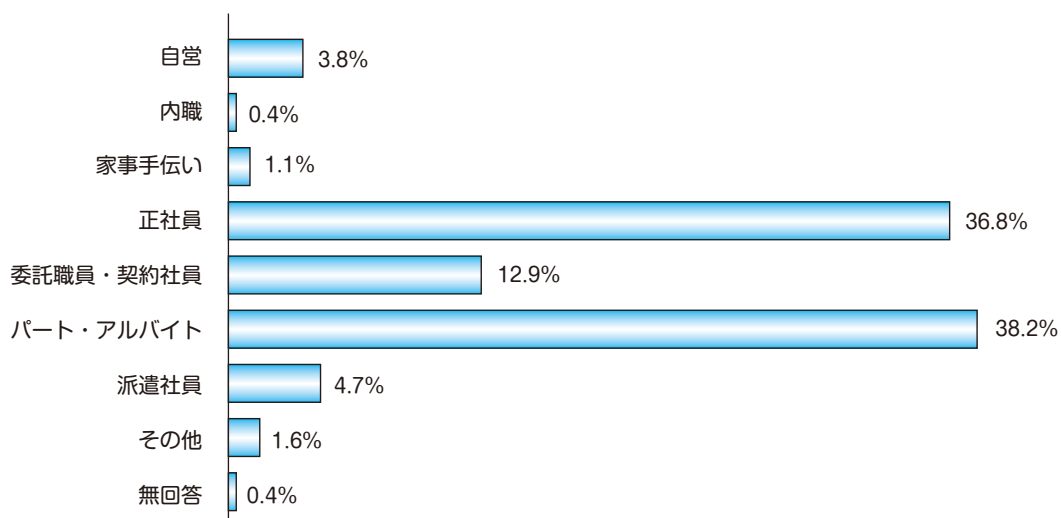
また、養育費の取り決めをしていない理由については「相手に支払う意志や能力がないと思った」をあげる人が39.9%で最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が21.8%などとなっています。



養育費の取り決めをしていない理由

(3) 就業の状況

平成 21 年度実態調査結果によると、母子家庭の母の就業率は 87.8%であり、就業形態はパート・アルバイトがもっとも多くなっています。



母子家庭の母の就業形態

(4) 地域との関わりの状況

平成 21 年度実態調査結果によると、身近な相談相手が欲しいと思うがいないとしている方は、8.1%いる一方で 5.5%の人が近所・親戚のつきあいに悩んでいます。

また、母子家庭の母または子が病気の時、近所の人のお世話を受けるという回答したのは 0.0 ~ 0.1%と極めて少なく、地域の協力を得ていない状況が見られます。

父子家庭について

(1) 収入等の状況

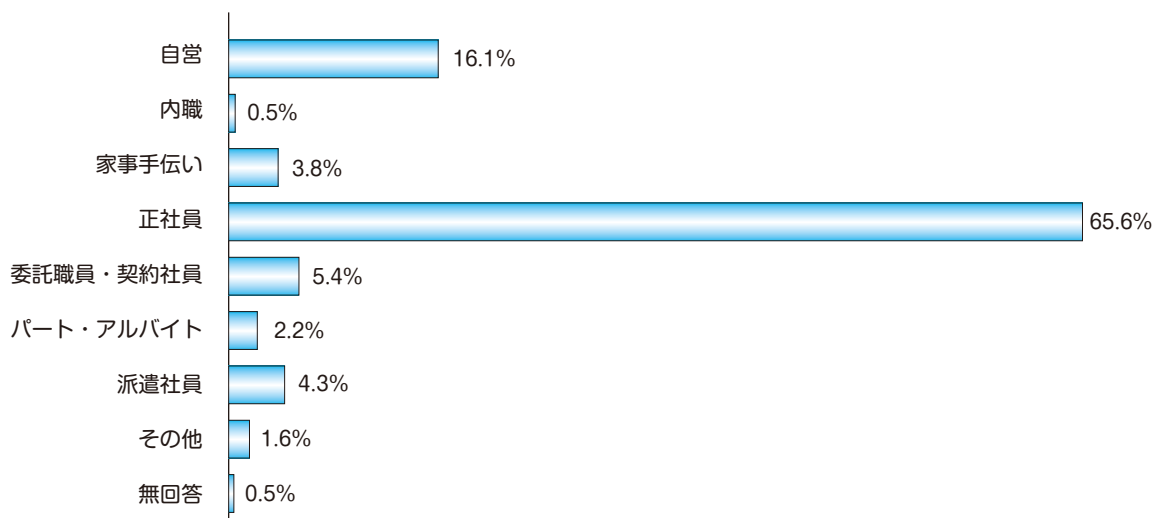
平成 21 年度実態調査結果によると、父子家庭の父の勤労収入（平成 19 年）は平均 341 万円、世帯の年間収入は平均 395 万円となっています。



父子家庭の父の勤労収入

(2) 就業の状況

平成 21 年度実態調査結果によると、父子家庭の父の就業率は 91.2%であり、就業形態は正社員がもっとも多くなっています。

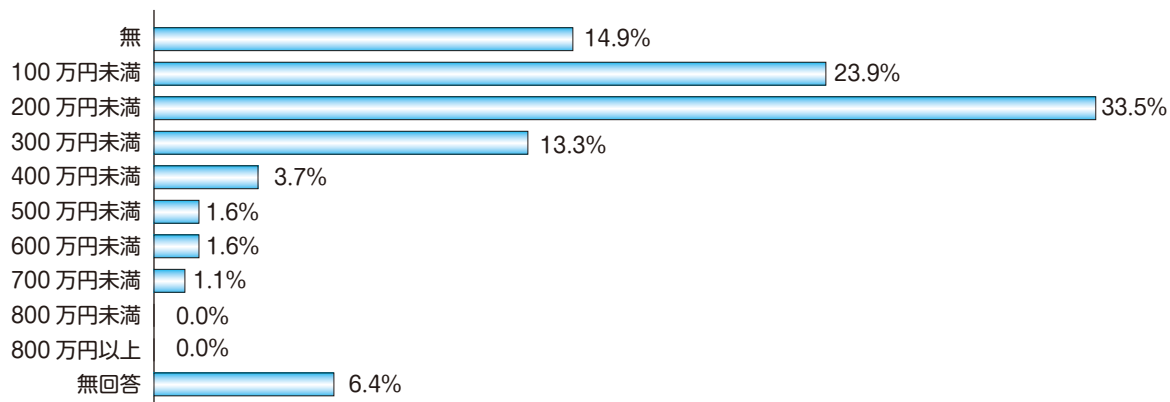


父子家庭の父の就業形態

ひとり暮らし寡婦について

(1) 収入等の状況

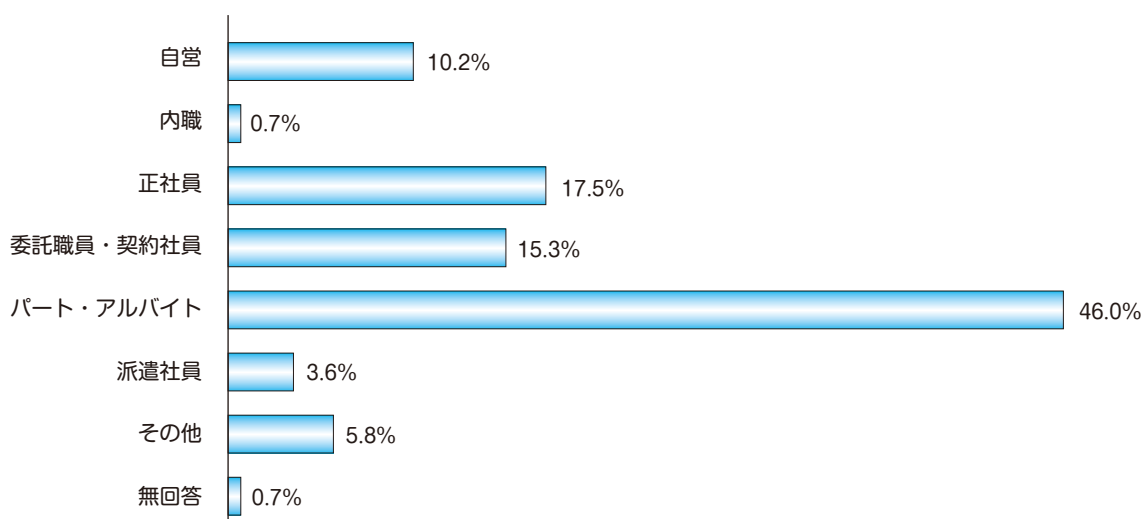
平成 21 年度実態調査結果によると、ひとり暮らし寡婦の勤労収入（平成 19 年）は平均 153 万円となっています。



ひとり暮らし寡婦の勤労収入

(2) 就業の状況

平成 21 年度実態調査結果によると、ひとり暮らし寡婦の就業率は 72.9%であり、就業形態はパート・アルバイトがもっとも多くなっています。



ひとり暮らし寡婦の就業形態

その他

(1) 施策の認知度について

平成 21 年度実態調査結果によると、児童扶養手当の認知度（「利用している」、「聞いたことがある」との回答を併せたもの）は 96.2%、医療費助成の認知度は 84.8%となっていますが、日常生活支援事業やホームフレンドについては半分にも満たないなど、制度の全体については知られていません。

2 基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。

そして、「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があります。

こうしたことを踏まえ、「ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態である」との考え方のもとで、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行い、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。

これを基本目標とし、以下の6つを柱として支援施策を推進していきます。

- ① 真の自立を目指し生活の安定および向上を図る就業支援
- ② 仕事と家庭を両立するための子育て支援
- ③ 生活基盤である住宅の確保のための支援
- ④ 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
- ⑤ 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり
- ⑥ ひとり親家庭へ対する情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発

3 重点的に取り組むべき施策

(1) 養育費確保の推進

養育費については、一般的に十分に理解されていないだけでなく、離婚の際にその取り決めがなされていない場合も多くあります。また、取り決めがなされていても実際の支払いが行われな
ない場合もあります。こうした状況を踏まえ、子どもが養育費を受け取る権利が適正に守られるよ
う、弁護士相談等養育費についての相談体制を整えるとともに、養育費についての広報・啓発を
行います。

この広報・啓発にあたっては養育費についての理解だけでなく、離婚する際に養育費の取り決
めをすることの重要性やその方法等とともに、相談窓口等の周知に努めます。

(2) 子育て支援

保育所や放課後児童クラブは働きながら子どもを養育するひとり親家庭にとって必要不可欠で
す。また、残業時や子の疾病時など、様々なニーズに対応する子育て支援策も極めて重要です。

こうした保育サービスや子育て支援サービスが着実に推進されるよう努めるとともに、保育所
や放課後児童クラブへのひとり親家庭の優先入所あるいは優先的利用の徹底について市町に働き
かけます。

(3) 広報啓発

平成 21 年度実態調査結果のとおり、ひとり親家庭に対し、その施策の周知が不十分と考えら
れます。

また、ひとり親家庭の就労促進等にあたっては企業等の協力が重要ですが、企業等に対するひ
とり親家庭についての広報・啓発も不十分と考えられます。

このため、ひとり親家庭に対して様々な媒体や相談事業等を通じて施策の周知に努めるととも
に、企業等に対しても、ひとり親家庭についての理解が促進されるよう、広報・啓発に努めてい
きます。

4 施策の方向性と具体的施策

1 真の自立を目指し生活の安定および向上を図る就業支援

① 施策の方向性

- ひとり親家庭の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保することが極めて重要です。
- 子どもの成長に伴いパートタイマーから正社員となることを希望されるような場合もあり、就業形態に対する希望は子どもの成長に伴い変化することもあります。一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あっせんおよび能力開発の支援を推進します。
- 企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会の創出を図っていくよう働きかけるなど取組を進めます。

② 具体的施策

- ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進、父子家庭への対象拡大
- イ ハローワークと連携した就業支援
- ウ 基礎的知識の習得から高度な技能まで多様な能力開発への支援
- エ 企業・団体等における雇用の促進に向けた広報・啓発
- オ ひとり親も働きやすい職場環境づくりに向けた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発

2 仕事と家庭を両立するための子育て支援

① 施策の方向性

- 子どもをかかえるひとり親家庭にとって子育てと就業等との両立は不可欠であり、保育所、放課後児童クラブの不足等を理由に安定就労に結びつかない現状があります。このため、多様なニーズに対応する保育サービスや子育て支援サービスが着実に推進されるよう努めるとともに、保育所や放課後児童クラブへのひとり親家庭の優先入所あるいは優先的利用の徹底について市町に働きかけるなど努めていきます。
- ひとり親家庭における子育て支援の一環として、病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助など、困ったときに迅速に対応する支援に努めます。また、こうした支援を進めるにあたっては大学との連携を図るなど工夫しながら事業を推進していきます。

② 具体的施策

- ア 保育サービスおよび放課後児童クラブの充実
 - 待機児童解消に向けた計画的な保育所および放課後児童クラブの整備の促進
 - 多様なニーズに対応するための延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育の実施の促進
- イ 日常生活への支援
- ウ ホームフレンド事業の推進

3 生活基盤である住宅の確保のための支援

① 施策の方向性

- 公営住宅についてはひとり親家庭世帯の優先入居制度が半数程度設けられていますが、まだ設けられていない市町に対して、地域の実態に応じて制度が設けられるよう働きかけます。
- 民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供など支援に努めます。

② 具体的施策

- ア 公営住宅への優先入居制度の推進
- イ 民間住宅への円滑な入居の支援

4 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援

① 施策の方向性

- 生活の安定と経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成、母子寡婦福祉資金等による経済的支援を引き続き着実に推進します。
- 養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、その支払いは親として当然の義務であるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深めるような様々な方法により養育費についての周知を図ります。
- 養育費支払いの促進に向けては、個々の家庭の状況に応じたきめ細かい相談等のほかNPO等との連携を図るなど取組強化を図ります。

② 具体的施策

- ア 児童扶養手当の支給
- イ 福祉医療費の助成
- ウ 母子寡婦福祉資金の貸付
- エ 養育費についての広報・啓発・相談

5 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり

① 施策の方向性

- ひとり親家庭にとって身近に相談できる人がいることは重要であり、行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭等に対しより親密な相談に努めます。
- 支援施策等に関する情報を提供するとともに、相談機関のネットワークを活用し、個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につないでいく相談機能の充実および相談員等の資質向上を図ります。
- 父子家庭については、母子福祉団体のような支援団体がなく、このため、まず相互に知り合い、情報交換をするといったことも重要であることから、ひとり親家庭相互の交流の促進に努めます。

② 具体的施策

- ア 母子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員の活動の充実
- イ 母子福祉団体との協働
- ウ 法律相談事業の推進
- エ 電話相談窓口の設置・充実
- オ ひとり親家庭ふれあい交流事業の推進

6 ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発

① 施策の方向性

- ひとり親家庭福祉推進員等の活動にあたって、個人情報保護のため必要な情報が得られないようなケースがあるため、適切な個人情報の取り扱いのもとで、関係機関において情報共有の強化を図り、相談・支援に努めていきます。
- 必要な情報がそれを必要とする人に十分に行き渡るよう、情報が届きにくい死別によるひとり親家庭に配慮しながら情報提供に努めていきます。
- 就労促進、就労環境の向上および生活の場の確保等に向け、経済団体等との連携も図りながら県民や企業に対しひとり親家庭についての理解の促進に努めます。
- 広報・啓発にあたっては、ポスターやちらし等種々な媒体を活用し、公共施設等の協力を得ながら、媒体に応じた効果的な広報に努めます。

② 具体的施策

- ア ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底
- イ 関係機関における適切な情報共有
- ウ 企業等に対する雇用促進制度等の周知
- エ ひとり親家庭についての理解を広めていく広報・啓発

ひとり親家庭支援検討会 数値目標案

取組項目		事業内容	指 標	H17 年度 【実績】	H20 年度 【実績】	H26 年度 【目標】
就業支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進	就業情報提供等の実施	当センターの取組による年間就業者数（人）	57	84	110
子育て支援	保育サービスの充実 ※子育て支援分野に含めます	保育所の量の拡充	保育児童定員数（人）	24,213	25,622	調整中
		多様なニーズに対応する施策の推進	延長保育実施保育所数（カ所）	154	175	調整中
		放課後児童クラブの拡充や優先的利用の実施	放課後児童クラブ数（カ所）	162	219	調整中
	日常生活への支援	家庭生活支援員の登録の推進	家庭生活支援員（子育て支援）登録者数（人）	44	165	350
経済的支援	養育費についての広報・啓発・相談	養育費についての広報・啓発・相談	養育費の受給率（%）	22.4	24.6	30.0